質問主意書提出

二月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

道徳教育の充実に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四一号）

国の統治形態と官僚制に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四二号）

答弁書受領

二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出生活扶助基準の見直しに関する質問に対する答弁書（第三〇号）

参議院議員川田龍平提出東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問に対する答弁書（第三一号）

報告書提出

二月二十六日委員長から次の報告書を提出した。

平成二十四年度一般会計補正予算（第1号）、平成二十四年度特別会計補正予算（特第1号）及び平成二十四年度政府関係機関補正予算（機第1号）審査報告書

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書

予算送付及び通知

二月二十六日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十四年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十四年度特別会計補正予算（特第1号）

平成二十四年度政府関係機関補正予算（機第1号）

法律公布奏上及び通知

二月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

報告書受領

二月二十六日内閣から、国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成二十三年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十三年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月二十七日ドミニカ共和国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成25年３月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全国（沖縄県を除く）の全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年２月 28 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ジェイアール北海道バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、ジェイアール東海バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、中国ジェイアールバス株式会社

公　聴　会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　件名　四国電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年五月十四日　午前九時から（意見陳述人が多数の場合は、上記期日に加え、平成二十五年五月十五日も続行する。）

三　場所　かがわ国際会議場（香川県高松市サンポート二番一号）

四　事案の要旨

1　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均一〇・九四パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）

2　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/1302shikokushiryou/index.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番１号）、四国経済産業局（香川県高松市サンポート三番三十三号）並びに四国電力株式会社の本店（香川県高松市丸の内二番五号）及び支店・営業所において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「四国電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年四月三十日までに四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号七六〇―八五一一　香川県高松市サンポート三番三十三号）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（shikoku-denkikochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、「四国電力関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年四月三十日までに四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（shikoku-denkikochokai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　意見陳述人が多数の場合は、前記第二号の期日に加え、翌日に続行することとなるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

（メールアドレス）

職業

四国電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。